



教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始： 昭和21年8月末～9月の教育立法過程概況

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古野, 博明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003281

教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始

——昭和21年8月末～9月の教育立法過程概況——

古 野 博 明

はじめに

文部省内の戦後教育改革立法の立案作業は、昭和21(1946)年9月、10月段階で急速かつ体系的な展開をみせて、11月初旬には、一定の独自のプログラムとスケジュールを先行的に形成し、未完成ではあったが、「教育基本法法制」構想の成立と呼んでもよいほどの状況を呈していた。かかる状況をもたらしたものは、8月末から9月にかけての文部省と連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied powers) の民間情報教育局 (Civil Information and Education Section.本稿では、以下CIEと略称する。)及び教育刷新委員会 (Japanese Educational Reform Committee.以下本稿では、教刷委又はJERCと略称することがある。)との間の構造的対立の表面化のなかでの、田中耕太郎文相の「自主改革」へのさらなる執着にあったとみられよう。このことに着目すると、文部省内の教育改革立法立案作業は、8月末から11月初旬までの約2カ月半の推移を一応ひとまとまりのものとして整序することが可能でありまた有意義であると思われる。本稿は、今後の戦後教育改革資料の調査研究に資するべく戦後教育改革立法過程の概況を整序する作業の一環として、昭和21(1946)年8月末から11月初旬までの動向について資料の紹介をかねつつ検討を試みようとしたものであるが、主として紙数の制約のため、その時期を8月末から9月に、その内容を教育基本法の立案に限定せざるをえなかった。その意味で本稿の標題もまた便宜的に付されたものである。

では、あらかじめ、8月末までの経緯について簡単にふれておこう。すでに先行研究が指摘しているように、文部省は、アメリカ教育使節団及び日本教育家委員会 (Japanese Educators Committee.以下本稿ではJECと略称することがある。)が提起する改革案には、当初から消極的ないし否定的であった。¹⁾田中耕太郎が文相就任 (昭和21年5月22日) 直後からきわめて田中色の濃い「自主改革」の道を意欲的に探求し、省内をリードしたことは、すでによく知られている。田中文相は、5月末から6月にかけての日本教育家委員会の改組・拡充の動きに連動させていち早く省内に「教育調査部」を新設する構想を明らかにし、これに教育法と教育行政機構改革の立案にあたらせるべく、大臣官房総務室を中心にその準備を着々と進めていったのである。一方、CIEは、アメリカ教育使節団報告書公表直後からその研究を開始しており、また日本教育家委員会の報告書についても5月27日にはその存在を知り、これを積極的に評価していた。²⁾田中文政の発足当初においてすでに文部省とCIE、JECとの間の構造的対立が伏在していたのである。6～7月段階ではそれは、教刷委の制度構成、中等教育改革、教育勅語問題等々というように個別の課題を通して具体的に現れてはいた。とくに、文部省主導による「自主改革」の路線は、教育勅語原理の絶対化を避けつつもその「真理

性」の承認に立脚した勅語の擁護と存続の固い方針を含んでいることが、憲法制定議会での田中文相の再三の言明によって明らかになっていたために、勅語の処理をめぐる文部省とCIEの矛盾は、7月段階から顕在化しつつあった。そのゆえかどうか、省内の立案準備の進行に比べて、教育刷新委員会の発足と活動開始に向けてのJEC・CIE・文部省三者の協同は、十分な速度で進展しなかったといえることができる。8月6日のCIE教育課の会議(Staff Meeting)は、「我々の活動は、文部省首脳からどれだけの支援をえられるというのか、日本人は平和条約が未締結であることを知るべきだ⁹⁾と苛立っていた。

しかし、CIEはまだこの段階では文部省に対し強い態度に出ることはなかった。教育刷新委員会を内閣総理大臣直属の機関とすることについてはすでに決着がついており、8月10日には教育刷新委員会官制が公布されて、教刷委の独立性を保障する制度構成が制度的に成立をみたのであった。CIEはむしろ、教刷委が広く国民的基盤をもって活動を開始することに期待を寄せていたとみられるのである。8月の中旬、教刷委に議会(衆議院)のメンバー10人を加えるべきだとする議会側の提案が伝えられた際、CIE教育課はこれに反対せず、また「一定の人物が望ましくないことに関して見解の表明を控えた¹⁰⁾のであった。デル・レ(Arundel Del Re)は、8月17日付の覚書で、教育が政治的介入から独立すべきことを確認しつつ同時に、田中文相の態度には、哲学上の原則と政策的着相の二面性があることを分析的に指摘し、また議会の代表を加えることによって予想される事態をあれこれ考慮したうえで、CIE教育課の現実的対応(practical politics)を説明している。デル・レはまた、「干渉するということは、教育課が今まで支持してきた諸原則や民主主義的教育目的と矛盾する」としながら、「教育課は、教刷委に託された教育改革を民主主義路線に沿ってもっとも効果的に実行しうるように、教刷委ができるだけ最善の代議的構成をとることに第一義的関心をもって」と強調し、「そうすべきだ¹¹⁾とその立場を明らかにしていた。他方、教育刷新委員会官制が教刷委の独立性を保障する制度構成をとり、CIEが以上のような慎重な姿勢を示していたなかで、田中文相の方針に変更は全くなく、省内の立案準備は著しく先行しつつあったと指摘することができる。¹²⁾このことは、教刷委が活動を開始する以前に、文部省主導による改革案作成という既成事実がつくられることを意味していた。早晚CIEとの全面的対立が表面化することは必至の情勢にあったといえるだろう。

I 読賣新聞による8月20日付教育行政刷新要綱案のスクープとCIEの闘争

CIEと文部省の対立は、昭和21(1946)年8月末から9月初めにかけて、教刷委の位置づけ及び教刷委、文部省、CIE教育課三者の関係、任務分担をめぐる問題へと収斂しつつ急速に全面的に表面化したのであった。その直接の契機は、8月26日の読賣新聞がスクープした、8月20日付教育行政刷新要綱案に関する報道にあったと思われる。すなわち、8月26日の読賣新聞は、「官僚的劃一主義を脱皮、文教再建へ第一歩、教育行政の刷新要綱きまる」、「全国に九學區廳設く、國民、中等〔學〕校の教職員俸給は國で全額を負擔」との見出しで、教刷委の36委員が決定し第1回幹事会が招集されて、「遅くも来月2、3日頃にはその第一回總會が首相主宰のもとに開催されること、なった」こと、「予定される委員會當面の中心議題は、一、教育行政刷新、一、學制改革の二件¹³⁾である」ことを指摘し、次のように述べて8月20日付教育行政刷新要綱案の全文を掲載したのであった(地方版は8月27日付)。

「一方、文部當局としては右二件は終戦以來、安倍田中の両文相のもとに研究を續けてきたいはば宿題であり特に第一の教育行政刷新案の如きはさきに來朝したアメリカ教育使節團報告中にも指摘され、また、田中文相がしばしば今議會において言明したごとく、教育を官僚的な劃一主義から分離してその自主性を確保するには絶対不可欠の要件であるため、あくまでその急速実現を目指し、かねてから関係官を総動員して刷新委員會にもちよるべき具体的試案の樹立を急いでゐたところ成案を得たので去る廿日の省議にこれを付議、次の如き刷新要綱案を決定した。」

讀賣新聞がスクープし掲載した教育行政刷新要綱案をトレーナー文書に納められた原資料⁷⁾と比べてみると、助詞の挿入（文化日本建設→文化日本の建設）、漢字のちがひ（補佐→輔佐）及び旧字体のいくつかを新字体にしているほかは、原資料中タイプ及び手書きの挿入部分を含めて同文のものとなっている。ところで、この報道は、文部省が使節団報告書やJEC→教刷委の意向を無視して別の「分権化プラン」を推進しつつある事実を示唆するには十分であった。8月27日のCIE教育課の会議（Staff Meeting）でこれが第一議題となり、このプランは「CIEに提出されておらず我々が知らないまま新聞に公表された」ものであると記録されている。⁸⁾ 8月20日付教育行政刷新要綱案の存在は、以上のような讀賣新聞のスクープによってはじめてCIEの知るところとなったのである。「讀賣」の報道を重くみたCIEは、田中文相ら文部省首脳への不信をあらわにし教刷委・文部省・CIE三者の関係をただす必要性を認めて、以下のごとく局面の打開を図る闘争を開始したのであった。

① トレーナー、デル・レ、ウィグルスワースの協議

CIE教育課のトレーナー（Joseph C. Trainor）は、8月26日、デル・レ、ウィグルスワース（Edwin F. Wigglsworth）と事態の進展を協議し、ただちにその検討結果をオア（Mark T. Orr）課長に報告している。⁹⁾ トレーナーの報告は、日本教育家委員会の勧告やCIEの示唆にもかかわらず、文部省が「一貫して勅語問題を無視している」こと、使節団や日本教育家委員会が勧告しCIEが同意している都道府県レベルへの分権化案を「のぞましくないもの」として軽くあしらひ、文部省独自の「地方」単位の学区庁案（Regional plan）にさしかえていることを強く非難している。また、文部省とCIEの正面衝突がおこる可能性があり、勅語の処理にあらわれた問題点は、「単なる勅語問題以上の広い含みを有しているようだ」と分析し、結論的には、教刷委側の提案に沿ってニュージェント（Donald R. Nugent）局長、オア教育課長と田中文相、山崎次官との会談を計画して、「事態の本質（what situation is）についてはっきりと強く言いわたすよう」進言したのであった。トレーナーは、ニュージェント局長から文部省首脳に注意を促すべき事項として以下の7項目をあげている。

- i. 今は軍事占領下にあること、占領は教育目的を有しその達成を予定していることへの強い注意、分権化に関する我々の立場は、このなかに確実に含まれること。
- ii. アメリカ教育使節団が来日して勧告を作成したこと、使節団は立派な仕事をしその報告書は最高司令官の公認と日本の世論の際立った支持をうけていること等々への強い注意、さらに勧告がある程度できるだけ早く実行されるよう監督することはCIEの義務だとみられること。
- iii. アメリカ教育使節団に協力した日本教育家委員会が歴史的に重要な報告書を用意したこと、その報告書の示すところによれば、日本の有能な指導的教育者は使節団の勧告の大部分を実行可能なものと見なしていること。
- iv. 文部省の任務は、仕事にとりかかり必要な方策を立案してこの二つのプランを実行に移すことにあること、両報告書の内容を拒否し文部省独自のプログラムにさしかえることがその任務だと考えてはならないこと。
- v. 新教育刷新委員会は自治的であり、自治の精神は実践されるべきこと。文部省やCIEはたとえ間接的であっても教刷委を統制してはならないこと。文部省は教刷委の作業を支配してはならず、またその任務を新委員会の勧告事項について精細なプログラムを提供することと考えてはならないこと。文部省の任務は新委員会へのサー

ビスであってその反対ではないこと。

- vi. 政策目的 (the game) がどのようなものでその規範 (the rules) はどうあるべきかについて大臣と次官の両方がよく理解するように、上述の事項をすべてできるだけ強く述べること。
- vii. 上記のことはいずれも会談 (the scheduled meeting) の参加者に勅語問題を代わって詳細に検討してもらったものではないが、行きづまり状態の勅語問題がもつ同じ問題点を一般化して述べたものであること。

重要なことは、トレーナー、デル・レ、ウィグスワースの分析と結論が、勅語問題をはじめとする田中文政発足以来の文部省主導による「自主改革」路線の全体を批判する視角を有するに至ったということである。それは、教刷委・文部省・CIE三者の関係が田中文相を中心とする文部省首脳のヘゲモニーのもとに形成されて、その結果アメリカ教育使節団と日本教育家委員会の二つの報告書が棚上げにされる危険があることを鋭くつくものであったといえよう。CIE側の態度に明らかに一つの重要な変化がおこったのである。トレーナーの報告には、「讀賣」の報道への直接の言及はない。けれども彼らがそれに目を通してはいることは確実であり、その意味でトレーナーらの分析と結論は、「分権化問題」の表面化を直接の契機にしてなされたものと見なしうる。

② CIEの対文部省交渉

文部省に対するCIEの具体的折衝は8月27日から開始された。8月27日には以上の問題に関係した二つの会談が開催されている。その一つは、CIE側からニュージェント、オアが、文部省側から山崎匡輔、辻田力、内藤誉三郎が出席して行なわれた。¹⁰ 席上、「讀賣」の報道が問題視されたのは当然である。山崎次官は「そのプランはまだ初期の段階の議論であるのに、すでに決定されたかのように記述されているのは非常に遺憾である」として、新聞にスクープされたいきさつの弁明につとめた。これに対しニュージェントは、①そのプランが未決定の案件であること、②最終段階でCIEの検討がなされていないこと、③Japanese Education Committeeとの討論が行われていないこと、の三つの理由をあげて不手際な事態だと非難している。次いで、教刷委、文部省、CIE三者の関係が討論の主題となった。CIE側は、日本教育家委員会の設置をきめたGHQの指令にまでさかのぼってこれを検討し、文部省が日本教育家委員会の勧告に何のコメントも返答もせず別プラン(学区庁の設置を決めた8・20教育行政刷新要綱案のこと)を考えてきたことを批判した。そして、文部省プランに盲目的同意を与えるような委員会として教刷委(JEC)を考えてはならないこと、文部省に新しいプランを実施する責任があるということは、教刷委(JEC)のように重要な委員会の勧告を無視する特権が与えられているということではないこと、教刷委は内閣に責任を負う自治的な委員会であり、教育制度を文部省の統制や影響から解放することを意図して設置されたものであること、等々を強調したのであった。最後に、会談をしめくくるにあたってニュージェントは、①文部省は昨日(26日)の讀賣新聞の記事をできるだけすみやかに訂正すること、②オアと山崎がさらに協議して三者の関係をはっきりさせ、研究と勧告をどこでどのように開始し検討したらよいかについて言及すること、の二点を結論として指示したのであった。

27日に行われたもう一つの会談は、文部省の分権化プランに関する内藤誉三郎(大臣官房総務室主事)とオアの折衝である。¹¹ 内藤は、文部省の分権化プラン(学区庁案)を説明し討論しようとしたが、オアは、「文部省の第一義的に関与すべき仕事(the first concern)は、アメリカ教育使節団及び日本教育家委員会の勧告を実行に移すプランをくり出すことでなければならない」と指摘した。同時にオアは二つの勧告の実行不可能な点に関しては、文部省に検討・批判の余地を残す見解を示している。これに対し内藤は、JECは勧告の作成に十分な時間をかけていないし、3月のJECの活動期間中文部省が意見や提案を述べる機会はなく、JECは文部省の非常に啓蒙的で有益なアドヴァ

イスをきいていないとくり返し強調したのであった。オアは、「学区庁案(Regional Plan)は、文相の全く独自の考え(brain-child)であり、彼の部下たちが教育課と教刷委にそのアイディアを『売りこむ』ために作成したプランにほかならない」と記している。

さて、27日のニュージェントの指示は、直ちに実行に移された。第一に、文部省は、28日声明を発表して26日付読賣の報道を訂正し、29日付同紙その他がこれを報じているとの記録がある。¹²⁾ また、山崎次官は、29日、読賣新聞が不正確な記事の釈明をしてきたこと、「読賣」の記事の責任者が配置換えになったことをオアに報告している。¹³⁾ 第二に、28日には、教刷委、文部省、C I E教育課の関係、任務分担について次のような方向がまとめられた。¹⁴⁾

教刷委

1. 研究すべき問題を精選すること
 - a. 第一に、教刷委が重要だと考える諸問題
 - b. 第二に、内閣総理大臣が教刷委に付託する諸問題。
2. 各大臣、C I E教育課に必要な情報を要求して、それら諸問題を研究すること。
3. 諸問題に関し、研究に応じて勧告、助言すること。勧告、助言は、内閣総理大臣及びC I E教育課になされること。

文部省

1. 教刷委(J E C)、アメリカ教育使節団、C I E教育課の勧告を実施する詳細なプランを用意すること。
2. C I E教育課が承認する限りでそのようなプラン又はその一部を実行に移すこと。
3. 教刷委、C I E教育課の求めに応じて情報を提供すること。

C I E教育課

1. 文部省の任務1項の、文部省が用意したプランを全体的、部分的に承認すること。
2. 文部省によるプラン、プロジェクトの用意、実施を技術的に援助すること。
3. 必要な情報を提供して教刷委を援助すること。
4. 教育改革のプログラム全体を指導し監督すること。

みられるように、この任務分担は、J E C及びアメリカ教育使節団の勧告をベースに、教刷委を中心に基本政策を策定して、C I Eの援助と監督のもとに文部省がその実現を担当するというものであり、ポツダム宣言の履行を任務とする軍事占領下間接統治形態の教育上の現れとみてよいであろう。では、トレーナーが進言した首脳会談は、どのように扱われたのであろうか。8月29日、山崎次官が、9月2日夜の開催を提案し、田中文相と検討したうえで30日か31日にはそのことについて教育課に伝言してやることになった旨のオアの記録がある。¹⁵⁾ 少なくとも8月27日以降にC I Eからの示唆があり、8月29日のオア・山崎会談でその開催が強く求められたものとみられよう。

一方、文部省は、8月28日、大臣官房総務室を廃止して新たに審議室を設置し、8月末から9月初めにかけて省内の人事異動を行って、教刷委の活動開始に備えたのであった。そして、8月30日には、寺西事務官を通じて、①教刷委の第1回総会が9月7日午前10時から首相官邸で開催の予定であること、②9月4日午後7時30分からニュージェント局長・オア教育課長、田中文相・山崎次官、南原J E C委員長・安倍能成教授の会談の手はずが整ったこと、③教刷委との連絡及び教育改革の研究に責任を負う新しい部局の長として、田中二郎東京帝国大学教授(行政法)が任命されたこと、の三点をオアに伝えている。¹⁶⁾ 日高ノートによると、8月30日と9月2日には省議が開催されている。¹⁷⁾

こうして、昭和21(1946)年8月30日までには、教刷委の9月7日からの活動開始と教刷委、文部省、C I Eの任務分担とその関係を最終的につめる9月4日の三者の首脳会談開催が決まったのである。

③ C I Eの分析と見解

C I E教育課内では、その後も9月4日の首脳会談を成功に導くための理論的なつめを行う作業が継続されて、C I Eの立場と見解を我々に示してくれている。まず、トレーナーは、8月31日、オア宛の覚書を書いて、文部省上層部とC I Eとの間の見解の相違は、表面的なものではなく基本的な前提、思考過程の原則的な違いであり、このことを無視すると討論は全く実りが無いとして注意を喚起している。¹⁸⁾トレーナーは、原則の確立を重視して、現状ではその基本は民主主義の原則であり、これはSCAPの立場、SCAPがここにいる理由、SCAPの使命であることをまず文部省にはっきりさせるのがよいとし、「日本は民主主義原則を基礎に社会の建設を行うべきである」と述べている。そして、文部省には、「公選制 (election)」及び「政府は人民に帰属する」という観念についての恐怖心がありそうだと分析している。C I Eが求める分権論が民主主義原則を基本にそれと結びついて主張されたものであることは、注意してよい事柄であろう。また、9月2日、オアは、これまでのC I E教育課の活動経緯を総括的に整理してニュージェント宛の覚書を12項目にわたってまとめている。¹⁹⁾ その概略を整理して紹介してみよう。

第一、オアは、教育課がアメリカ教育使節団と日本教育家委員会の二つの報告書を入念に研究してきたこと、これに対し文部省は、今日まで二つの報告書の実施プランを作成せずに全く別のプランをつくってきていることを指摘したうえで、「文部省の事務官の多くは、両報告書を読んでおらず」、二つの「勧告を実行するプランの作成につながるような研究は、明らかに何もしていない」と断じている。そして、そのような文部省の態度を分析して次のようにいう。

「文部省の態度は、直接文相自身に出るものと思われる。文相は、日本教育家委員会が使節団の影響をうけて勧告を作成したのであって文部省の影響下にはなかったと思っているようだ。それゆえ、文相は日本教育家委員会の勧告には全く賛成せず、可能なかぎりそれを無視している。彼らは、日本教育家委員会の勧告を実現しようとするよりはむしろ、教育刷新委員会にプランを提出し文部省案の承認を求めたいと思っている。そのようなやり方が適切で望ましいものとはどうしても思えない。」

第二、続いてオアは、8月27日付の三者の任務分担(先掲)をふまえて、それぞれの任務に関して若干の注釈を加えているが、その中で、「文部省は、SCAP及び教刷委承認の教育諸改革を実行に移すに必要な立法を議会に上呈する用意をしなければならず、さらに、「必要な場合には、日本教育家委員会やアメリカ教育使節団の勧告の改善または修正を教育課に提案、勧告できる」としてしている。また、教刷委を内閣総理大臣と議会に責任を負う、文部省から独立した、全教育関係事項の調査審議機関 (Japanese Advisory and Consultant body) と位置づけているほか、C I E教育課の任務に関し、使節団・J E Cの勧告を実行するために「文部省が用意したプランを研究」し、これを「承認又は拒否することができる」とより明確に記している。

第三、さらに、8月31日付トレーナーの覚書をうけて「原則の問題」を次のように論じている。

「原則の問題が含まれている。文部省は、みずからのプランと対立する場合はいつでも日本教育家委員会と使節団の勧告を無視したいと思っている。文部省の関心は、他の政治的、行政的影響から文部省の権限を独立させることにある。しかし、文部省は中央段階の教育の権限 (authority of education) を維持したいと願っている。文部省の方ではむしろ教育の権限と責任を日本国民に移そうとはほとんど考えていないと思われる。公選制というより任命制の理念に近いその教育理念を転換することは、文部省には不可能だとみられる。その任命は、上から下へなされるのであり、どのようにしても日本国民が表明する意思、要求に発するものとはならない。文部省の任命制は、学校が国民の表明する意思にもとづくことを明らかに容認してこなかったし、また、教育上の職を専門的な資格ある者で占めることを欠く結果にもなった。」

この点は、文部省とC I Eの対立を理論的に整理するうえで重要なポイントとなろう。オアは、以上のような教育と民主主義原則にかかる問題を指摘したのちに、「地方」単位の学区庁案(Regional plan)を主張している田中文相と都道府県単位の分権制を支持している南原ら教刷委の間に闘争が起る可能性がある」と記したのである。

第四、最後に、勅語問題についても教刷委と田中文相の間に見解のちがいがあることによって、次のように結んでいる。

「多くのSCAPの係官は、教育勅語が神道指令、新憲法、天皇の人間宣言(the Jan. Rescript of Emperor Hirohito)の精神に反すると思っている。文部省がとるべき正しい道は、あらゆる学校儀式の手段としての勅語の使用、学校での奉読、あらゆる段階の生徒への暗記を命ずるような通達・命令・法律はいかなるものも廃止することだと思われる。多くの人は、勅語にはいかなる種類の特別の地位も与えてはならず、歴史的な文書としてのみ見なされるべきであると思っている。」

以上、オアの覚書がよく整理しているように、教刷委の位置づけ、教刷委・文部省・C I E三者の関係の問題は、具体的には使節団及びJ E Cの勅告の取り扱いをめぐるもので、基本的理論的には教育制度・行政の民主的分権化と勅語の処理に代表される教育改革路線全体についての文部省対C I E, J E C(ないしJ E R C)の対立的教育構造を集中的に体現するものであったということができよう。こうして、9月4日の三者の首脳会談に備えた理論的準備が整ったのであった。

④9・4 首脳会談の意義と Steering Committee の設置

三者の首脳会談は、9月4日夜7時30分から(於東京放送会館409号室)はじまった。²⁰⁾C I E側からニュージェント局長、オア教育課長、C I E参与(Executive)のサマーズ(Thomas B. Summers)クルー(G. K. Crew)、文部省側から田中文相、山崎次官、寺西事務官(通訳)、教刷委側から安倍能成、南原繁両委員が出席した。最初に発言したニュージェントは、冒頭、この会談の目的が三者の関係を明確にすることにあるとしたうえで、日本教育家委員会の設置からアメリカ教育使節団の来日、教育刷新委員会設置に至る経緯、文部省、教刷委、C I E教育課、それぞれの位置と意義、SCAPの態度や世論の動向等々について説明し、「今重要なことは、我々の努力が最も効果的となり、日本の教育改革に最も貢献するように三者の関係を確立することである」と主張した。また、教育改革の目的一般について三者は一致しているが、その目的実現の方法には意見の違いが起りうるとし、だれもが同じ目的(the same end)に向かって仕事をするのでなければ、教育改革は遂行しえないとも述べている。ニュージェントに発言を促されたオアもまた、最初に三者の関係を明確にする討論をするのがよいと主張した。オアはまず、教刷委第1回総会を数日中に控えてまだ確かな計画もJ E Cの報告書についての十分な研究もないのは遺憾であり、また、その報告書に関して文部省の反対(reaction)があると教刷委(the reconstituted J. E. C)が考えるのはもっともなことだとして文部省側を批判している。同時に、オアの発言の力点は、何よりも教刷委を独立した自治的機関であるべきだとするところにあった。

「教刷委は、教育改革について総理大臣に勅告すべく日本の非常に著名な、高度に専門的な指導者たちから成る。この勅告は軽く扱われてはならないと私は思う。それは、単に教育に関心をもっているグループから受けとるもう一組の勅告というのではなくて特別の性格を有している。私は、教刷委は非常に高い水準の委員会であり、外部からの影響とりわけ例えば文部省から自律していなければならないという点で我々すべての合意を確信している。教刷委が効果的な働きをするには、独立的、自治的で圧力から完全に自由でなければならない。とくに我々は教育に関心をもつ複数の省庁があることを考慮すべきである。文部省、大蔵省、内務省にはみな重要な役割があり、日

本の教育がどのような形態をとるべきかについて多くの見解、アイデアを有している。効果的、能率的にその任務を果たすには、教刷委は自由で自治的な機関でなければならない。」

オアはかかる見地に立って、教刷委、文部省、CIE教育課の緊密な協同を訴え、緊急を要するか教刷委が求める場合以外には、文部省は詳細な結論 (the detailed solution) を課してはならないことを強調したのであった。文部省の任務をあくまで教刷委の勧告の研究と財政、行政、立法等その実行プランの作成に限定しようとしたのである。

一方、教刷委の南原繁は、オアの発言に同意してとりわけ「教刷委は自治的な権限をもちたいし、勧告の作成や研究に関する限りは文部省からもCIEからも独立すべきである」と強調した。同時に南原は三者の協力関係が不可欠であると説き、使節団報告書を慎重に研究したがその中でいくつかの異なった意見が生じてきていること、日本教育家委員会の報告書は、問題を詳細に検討する時間がなくアウトラインだけを提示したものであること、報告書作成にあたっては合意をへているものの文部省との討論はなかったこと等々にふれながら、「教刷委は、文部省の意見に耳を傾ける用意があり、文部省の援助を依頼したい」と述べたのであった。

これに対し、田中文相は、使節団及びJECの報告書と文部省との間に致命的な意見の相違はないといい、6月20日以来の議会答弁では自分の意見を力説するために使節団報告書を参照したと釈明につとめている。また、山崎次官は、「重要なことは、もっとも実現可能なプランを作成することだ」と力説し、「文部省は教刷委の自治的権限 (autonomous function) を妨げるつもりはない」と付け加えた。田中文相もこれに同意して「主要な原則に関しいくらか意見の違いがあり、文部省はみずからのプランを立案したいが、第一義的に重要なことは最良のプランを得ることだ」とその立場を表明している。教刷委の独立性に同意を示しながらも、そのトーンはCIE及び教刷委側のそれとは明らかに異なっていることに留意したい。報告者もまた、「このことは、徹底した議論を必要とするだろう」と記している。さらに、文部省側からは「原則と細目の境界線は何か」「もし文部大臣が原則について何も決定してはならないとすれば」開会中の議会で「大臣が確信をもって答弁することは困難である」との異論も出されており、CIE側はそこに重大な意見の相違を感じとっていた。しかも、新憲法に関係する法の立案のような緊急に考慮を要する問題もある。

そこで、ニュージェントは三者の緊密な協議が必要であるとし、オアは、それぞれ3人位の代表から成る「連絡調整委員会」(Steering Committee) の設置を提案した。南原は「よい考えだ」としてこれに同意した。このSteering Committeeの運営に関しても、原案は教刷委から出るべきこと(ニュージェント)、教刷委の自治性原則をたてることの重要性(南原)が強調されたのであった。

こうして、9・4首脳会談は、教刷委の独立性、自治性を実践的に確認しSteering Committeeの設置を決定しておわった。鈴木英一氏は、「CIEはひとまず目的を達した」²¹⁾と評価しておられる。8月10日に公布された教育刷新委員会官制が示した制度構成は、8月26日付讀賣新聞の報道を契機とするCIEの闘争によって現実的成立をみたのであり、そのことによって教刷委が戦後教育改革立法過程においてきわめて重要な位置を占める出発点が形成されたのである。それはまた日本教育家委員会の再編成問題が浮上(5月末)して以来JEC→教刷委側の意向にも沿うものであった。そして、田中文政成立以降の省内の教育改革立法立案作業に一定の枠がはめられることになったのである。すなわち、使節団とJECの勧告に沿い教刷委の建議にもとづきCIEの承認を必要とすることが明確となったといえよう。しかし、このことは、省内の立案作業が以上の枠組に忠実に展開しはじめたことを意味するものでは決してない。8月26日以降9月4日までの文部省の対応が示唆しているように、田中文相の「自主改革」への意欲はなお衰えることがなく、以下にみる通り教

刷委の結論が出る以前に文部省の原案作成を目論んで省内の立案作業を急いだのであった。9・4首脳会談とそこに至る経緯は、このような意味で省内の立案活動急展開の転機を形成したとみられる点を見落してはならないだろう。

II 教育基本法の立案開始と9月21日付教育基本法要綱案の意義

8月28日、文部省の大臣官房に審議室が設置されたことはすでに述べた。田中文相が主導してきた教育調査部の構想は、昭和21年7月末から8月段階になって主として予算上の関係で規模の縮小をしいられ暫定的に審議室の設置となったものである。同日付で官房文書課長の辻田力が室長事務取扱を兼任した(～9月3日)。この時点でもなお文部省は7月中旬の方針通りその室長に田中二郎の起用を予定しており、前述のように8月30日には、審議室長に田中二郎が「任命された」²²⁾とCIEに報告していたほどだった。しかし、田中の固辞により²³⁾、9月3日関口隆克が室長に就任することとなった。田中二郎は、東京帝大法学部教授のまま審議室参事を兼任して以後の審議室の活動に関与・協力していくのである。なお、8月27日付で伊藤日出登が体育局長に(～'47. 6. 17)、柴沼直が社会教育局長に(～'47. 5. 27)、稲田清助が学校教育局次長に(～'47. 2. 15)就任した。また、日高ノートの9月3日以降の記述では以下の点が注視されよう。

9・4(休) 省議

9・11(休) 8.00——11月ノ議会の議案ノ問題(教育法、行政制度)

審議室が活動を開始したのは、早くとも9月4日の省議以降のこととみられ、11月の議会提出を意図して審議室が教育基本法の起案に具体的に着手するのは、9月11日前後の時期(ないしそれ以降)と推定しうるのである。田中文相は、9月13日の教刷委第2回総会で教育根本法の構想を「⁽⁷⁷⁾二週間か十日位で御参考に供することができる」²⁴⁾と述べている。9月13日現在の審議室内部の教育法審議小委員には、田中二郎(審議室参事事務取扱)、稲田清助(学校教育局次長)、辻田力(文書課長)、関口隆克(審議室長)、寺中作雄(社会教育局社会教育課長)があげられている。²⁵⁾なお、審議室のスタッフとして天城勲、安達健二、宮地茂らが加わった。²⁶⁾

① 9月14日付教育法要綱案

さて、国立教育研究所所蔵の辻田力氏旧蔵文書(以下辻田文書という)には、次のような9月14日付教育法要綱案が納められている。²⁷⁾

㊦ 教育法要綱案 昭二一、九、一四

(一)教育の目標

1. (一案)教育は、真理の探求と人格の完成とを目的とし、平和的、民主的な文化國家(國家社會)の成員たるにふさわしい日本人を育成することを目標とすること。
1. (二案)教育の目的は真理と探求し、人格を陶冶し社會の成員たるの自覺を備へたよい日本人を育成することにあること。
を
2. これが爲に、教育は真理の普偏性、人格の尊嚴性及び社會の協同性の自覺の下に、之を行はれなければならないこと。
遍 遇 △
3. 學校に於ては、師弟並に學友相互の敬愛と信頼との下に、内外の歴史的文化を承繼しつ、相互の切磋琢磨によって學生生徒に内在する素質を展開し、文化の創造と發展に貢献しなければならないこと。

4. 國民は、學校以外に於ても凡ゆる機會に凡ゆる施設を通して不斷に教養を高め、公民たるにふさはしい資質の向上に努めなければならないこと。

國、公共團體及びすべての學校並にその他の教育施設は右の目的の達成に協力しなければならないこと。

(二)教育の機會均等 [△]

すべて國民は人種、信條、性別、社會的身分又は門地の如何に拘らず、その能力に應じて均等に教育を受ける機會が與へられなければならないこと。

國又は公共團體は、經濟的理由によつて修學困難な能力ある者に對し、法律の定めるところにより育英の方法を講じなければならないこと。

(三)義務教育

國民は法律の定めるところにより、その保護監督する子女に滿六歳より滿十五歳までの間九ケ年の普通教育を受けさせる義務を負ふこと。

國又は公共團體の設置にかゝる學校に於ける義務教育については授業料を徴収しないこと。

(四)政治教育

政治的教養の啓培は教育上之を尊重しなければならないこと。但し、學校は、特定の黨派的政治教育及び活動を行つてはならないこと。 [△]

(五)宗教教育

宗教的情操の涵養は教育上之を重視しなければならないこと。但し、官公立の學校は特定の宗派的教育及活動をしてはならないこと。

(六)學校教育の公共性

すべて學校は公けの性質をもち、その設置は國又は公共團體の外法律の定める法人のみが之をなうこと。

學校の教師は公務員たるの性格をもち、自己の使命を自覺して、職責の遂行に努めなければならないこと。

これがため法律の定めるところによりその身分が保障せられ、待遇の適正が期せられるべきこと。 [△]

(七)教育行政

教育行政は教育の自主性を尊重し、教育の目的遂行に必要な諸條件の整備確立を目標として行はれなければならないこと。

*下線部は、ペン手書きによる訂正及び削除の箇所、但し△印を付した部分はペン手書きによる挿入。

この教育法要綱案が教育基本法に関する審議室の最初の成案だったとみられる。一見して明らかのように、その内容は、8月22日付学校教育法要綱案(学校教育局)中、学校教育の目的・根本方針を規定した10項目にわたる条項にきわめて相似している部分があり、内容的にみれば、それらの条項が下敷になって相当の付加、再構成が加えられたものとみることができよう。しかしながら、田中文相の意をうけて教育調査部構想を練ってきた大臣官房総務室は、7月中旬以降一貫して「教育法」(傍点引用者)の立案を調査部の任務の一つに掲げてきており、「教育法」の一定の検討はすでに総務室においてなされていたとみられる。²⁸⁾ 審議室の活動が総務室の活動の延長上にあったことは明らかであり、9月14日付教育法要綱案と8月末までの省内立案準備との関係の解明は、総務室の活動の解明を待って行われるべきであろう。日本側資料調査研究の課題の一つである。

ところで、9月14日案の原資料には、辻田自身による鉛筆書きの字句挿入、訂正跡などいくつかの書き込みがみられる。そのうち重要だとみられるものを紹介しておこう。

- ① 「(一)教育の目標 — 1 (一案)」中、「平和的な」の削除。「民主的な文化[△]國家(國家[△]社會)の成員たるにふさはしい[△]日本人」を「民主的文化的な國家及社會の成員としての責任を果たしうるやうな心身ともに健全な國民」に修正。さらに上の余白に「心身ノ健全ナル発達」との書き込みがある。
- ② 「(二)教育の機會均等」第1項中、「性別」の右横に波線の書き込みと上の余白に「女子教育の方針 男女相互尊重の風を醸成すること」とのメモがある。
- ③ 「(三)義務教育」の第1項、「(六)學校教育の公共性」の第1項及び第2項中の「法律」の右横に波線とそれぞれ「(学校教育法)」、「(学校法人法)」、「(教員身分法)」との書き込みがある。また、「(二)教育の機會均等」第2項の上の余白に「basic enducation は同様、内容は学校教育法に規定する」とのメモがある。

- ④ 「(七)教育行政」中、「教育の自主性」の後に「と教育者の品位」を挿入している。
- ⑤ 資料右上余白に「教育基本法」との書き込みがあり、また、表題「教育法要綱案」中、「教育」の後に「基本」を挿入している。

では、この書き込みはどの段階で加えられたものであろうか。日高ノートには「9・14 8.00——省議 教育基本法の問題」と記されている。後年田中二郎は省内の教育基本法立案作業を回顧して次のように証言している。²⁹⁾

「私はね……局長にしても、関口課長にしても、若い人達にしても、その当時、何かこういう方向に持ってゆくべきだというようなこう主体的な立場で物を考えて、方向づけをすとか、あるいは案を打ち出すとかいうようなことは、事実ほとんどなかったんじゃないかという感じがします。やっぱり省議などに現われた田中耕太郎先生とか他の局長連の意向を体して具体的な案文の作成をしたと、ほんとの意味での技術的な作業をしたというだけのような感じがしますね、……」

これらのことからみて、9月14日付教育法要綱案が同日午前8時からの省議に提出されたことはほぼ確実とみられ、本稿では辻田による書き込みは審議室段階のものというより省議での討論の跡を示すものと推定しておこう。もしこの推定が正しければ、9月14日の省議では、教育目標条項の修正の必要、女子教育の項目をあらたにおこすこと、この要綱案のほかに少なくとも学校教育法、学校法人法、教員身分法の立案、制定を予定すべきこと、教育法を教育基本法と名称変更すること等々が決まり、次の省議までに審議室その他でこれにもとづく検討が求められたものとみることができるのである。

② 9月18日付教育基本法要項案

次いで辻田文書には、「21-9-18 Wed.文書課長」の鉛筆による書き込みの入った次のような「教育基本法要項案」が納められている。³⁰⁾これを9月18日付教育基本法要項案とよぶことにしよう。

㊦ 教育基本法要項案

審議室提出

(一)教育の目標

1. 教育は、真理の探求と人格の完成とを目的とし、民主的、文化的な國家及び社會の成貢としての責任を果たすことができる健全な國民を育成することを本旨とすること。
 2. 教育は、真理の普遍的なものであり、人格は侵すことのできない尊いものであって、社會はお互ひの協力によつてはじめてその健全な發展を期待することができるものであるといふ自覺のもとに、研究の自由を尊重し個性の伸展を圖り心身の健全な發達を期して行はれねばならないこと。
 3. 教育は、あらゆる機會にあらゆる施設を通じて不斷に行はれねばならないものであって、相互の敬愛と信頼のもとに、内外の歴史的文化を承継しつゝ、切磋琢磨によつて各人に内在する素質を展開し、文化の創造と發展とに貢献しなければならぬこと。
- 國、公共団体及あらゆる施設は右の目的達成に協力しなければならないこと。

(二)教育の機會均等

すべて國民は人種、信條、性別、社會的身分又は門地の如何に拘はらず、その能力に應じて均等に教育を受ける機會が與へられなければならないこと。

國及び公共団体は經濟的理由によつて修學困難な能力ある者に対し、法律の定めるところにより育英の方法を講じなければならないこと。

(三)女子教育

男女は、お互に理解し尊重し合はなければならないのであって教育上原則として平等に取扱はれなければならない

ないこと。

(四) 義務教育

国民は法律の定めるところにより、その保護監督する子女に満六才より満十五才までの間九ヶ年の普通教育を受けさせる義務を負ふこと。

國又は公共団体の設置にかゝる學校に於ける義務教育については授業料を徴収しないこと。

(五) 政治教育

政治的教養の啓培は教育上これを尊重しなければならないこと。但し、學校は特定の党派的政治教育及活動をしてはならないこと。

(六) 宗教教育

宗教的情操の涵養は教育上これを重視しなければならないこと。但し官公立の學校は特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと。

(七) 學校教育の公共性

すべて學校は公の性質をもつものであって、國又は公共団体の外法律の定める法人のみが之を設置することができるものとする。

學校の教師は公務員としての性格をもつものであって、自己の使命を自覺して、その職責の遂行に努めなければならないこと。(一字不明、の又ハがカ)これ□ため法律の定めるところによりその身分が保障せられ、待遇の適正が期せられなければならないこと。

(八) 教育行政

教育行政は學問の自由、教育の自主性を尊重し、教育の目的遂行に必要な諸條件の整備確立を目標として行はなければならないこと。

この9月18日付教育基本法要項案は、9月14日の省議の結果をうけて審議室で作成され、9月18日午前8時からの省議(日高ノート)に提出されたものと推定したい。内容的には、新しく女子教育の項が加えられたほかとくに教育理念・方針の整序と充実が図られている。ところで、辻田文書の原資料には、教育基本法要項案に続いて、各局長等からの教育目標を中心とする次のような「改正意見」が添付されている。³¹⁾

① 日高等学校教育局長

(學校教育局長)

- 1 教育は、真理の探求と人格の完成とを目的とし、民主的文化的な社會國家の成員としての責任を完うしうる立派な國民を育成すべきこと。
- 2 これが爲に、教育は、真理の普遍性と研究の自由、人格の品位と個性の尊重、個人と社會との協同關係等の自覺の下に、心身の健全なる發達を期して行はなければならないこと。
- 3 學校に於ては、師弟、學友男女共に夫々の立場を互に理解し敬愛し合ひつゝ、内外の歴史的な文化を承繼し、切磋琢磨によって新しき文化の創造と發展に貢獻しなければならないこと。

② 体育局

(體育局)

一、教育の目標

- 1 (一案) 教育は、真理と生命とを尊重し(圓滿なる)人間の完成を圖るを目的とし、平和的、民主的な文化國家の成員たるにふさはしい心身共に健全なる日本國民を育成することを目標とする
- 1 (二案) 教育は、真理と生命を尊重して(圓滿なる)人間の完成を圖り平和的、民主的な文化國家の成員たるにふさはしい心身健全なる公民を育成することを目的とする
- 1 (三案) 教育は真理の探求、人格の完成、生命の尊重を目的とし
- 4 「不斷に教養を高め」の次に「健康の増進を圖り」を加ふること

③ 稲田學校教育局次長

(-)

(學校教育局次長)

教刷委の発足と教育基本法の立案開始

- 2 これがために、教育は真理の普遍性、人格の尊厳性及社会の協同性の自覚の下に常に實生活との聯(一字不明、開カ)に留意しつつ行はなければならないこと。
- (三) 地方自治団体は義務教育を行ふための學校設置の義(一字不明、務カ)を負ひその設置にかかる學校に於ける義務教育については授業料を徴収しないこと。
- (七) 教育行政は民主的精神に於て教育の自主性を尊重し、(以下原文)

④ 清水科学教育局長

教育基本法要綱案改正意見

(科学教育局長)

二一、九、一八

(一) 教育の目標

1. 教育は真理の探求と人格の完成とを目的とし、民主的文化的な国家社会の成員たるにふさはしく、平和を愛好し身心共に健全な日本人の育成を目指すこと
2. これがために、真理の普遍性、人格の尊厳性および社会の協同性の自覚の下に、科(一字不明、學カ)精神を昂揚し、徳性を昂め 情操を豊かにし健康な文化人として自治協力の訓練を積まなければならないこと。

(四) 政治教育

政治的教養の啓培は教育上これを尊重しなければならないが、学校は特定の黨派的政治教育および活動をしてはならないこと。

(五) 宗教教育

宗教的情操の涵養は教育上これを重視しなければならないが官公立の学校は特定の宗派的教育及活動をしてはならないこと。

⑤ 柴沼社会教育局長

(社会教育局長)

二一、九、一八

教育の目的

3. 教育は国民の一生を通じて凡ゆる機会に凡ゆる施設(一字不明、操カ)に(マア、在カ)行はれ、相互の敬愛と信頼との下に、内外の歴史的文化を承継しつつ相互の切磋琢磨によって国民に内住する素質を展開し、文化の創造と発展とに貢献しなければならないこと。

國、公共団体は右の目的の達成に協力しなければならないこと。

備考 学校教育に(一字不明、開カ)は学校教育法にて規定すること。

⑥ 剣木大臣官房秘書課長

(秘書課長提出)

- 一. 教育は個人の人格の完成を基調として文化的民主的な国家及社会の進展に役立つやうな国民を育成するを目的とする。
- 二. 右の目的を達成するために左の諸點に(二字不明、留意又ハ留意カ)しなければならぬ。
 - (一) 人格の完成は真理の探究、情操の陶冶、身體の鍛錬及道義の昂揚等に亘り自己に内在する素質を展開するやうに導くこと。
 - (二) 教育は個性と能力に應じて之を行ひ形式的に劃一的に墮してはならないこと。

これらの「改正意見」もまた9月18日の省議に提出されたものとみられる。同時に、9月18日の省議では、教育の目的、目標、方針をどう規定するかが論議の焦点になっていたことを示唆しているといえよう。9月18日付教育基本法要項案の原資料にも「(一)教育目標」の項にのみ次の三点にわたる鉛筆書の訂正、字句挿入、メモが書き込まれている。

- ① 「(一)教育の目標—1」中、「の責任を果たすことができる」を「ふさわしい」に訂正し、その次に「身心共に」を挿入している。
- ② 「(一)教育の目標—2」中、「真理の」を「真理が」に、「個性の伸展」を「個性の健全なる発達」に、「心身の

健全な発達を期して」を「実生活との関聯をも考慮して」に、「行われねばならないこと」を「行われなければならぬこと」に訂正している。

- ③ 「(-)教育の目標—3」の上の余白に「教養」「情操を高め」のメモがある。

「改正意見」を含めての論議の跡を示すものとして注目できよう。

- ③ 田中文相による「教育基本法」構想（9・20教刷委第3回総会）

9月20日に開催された教育刷新委員会第3回総会で田中文相が口頭で「教育基本法」の具体的構想を提示し討論の参考に供したことは、従来から広く知られたところであった。紙数の制約もあり、本稿ではその紹介を省かざるをえないが、田中発言のその部分は鈴木英一『教育行政』（1970年3月、東大出版会、234-7頁）にその全文が掲載されているのでその参照を願うことにしよう。ここでは、この田中報告は9月18日の省議の「結論」をふまえてなされたものであること、9月14日及び18日の省議での討論の経緯、様子（女子教育の項、教育の理念、目的など）をある程度述べているとみられることを指摘するにとどめようと思う。

- ④ 9月21日付教育基本法要綱案とその意義

9月18日の省議の結果と9月20日の田中発言をうけて、審議室はさらに以下のような9月21日付教育基本法要綱案を作成した。その存在は、すでに鈴木英一氏によって紹介されているが、³²⁾その原資料は、辻田文書³³⁾及びトレーナー文書³⁴⁾の中に見出すことができる。（原版は異なる。以下の典拠は辻田文書）

④ 教育基本法要綱案 二〇．九．二一

(一) 教育の目的

教育は、真理の探求と人格の完成とを目的とし、民主的、文化的な国家及び社会の成員としての責任を果たすことができる心身共に健全な国民を育成することを期すること。

(二) 教育の方針

教育は、あらゆる機会にあらゆる施設を通じて不断に行はなければならないものであつて、真理は普遍的なものであり、人格は尊厳なものであり、社会はお互ひの協力によつてはじめてその健全な発展を期待し得るものであるといふ自覚のもとに、研究の自由を尊重し、個性の健全なる発達を圖り、實生活との關聯を考慮しつゝ、相互の敬愛と信頼のもとに切磋琢磨によつて、文化の創造と發展とに貢獻するやうに行はなければならないこと。

(三) 教育の機会均等

すべて国民は、人種、信條、性別、社会的的身分又は門地の如何に拘はらず、法律の定めるところにより、その能力に應じて均等に教育を受ける機会が與へられなければならないこと。

國及び公共團體は經濟的理由によつて修學困難な能力ある者に對し、法律の定めるところにより、育英の方法を講じなければならないこと。

(四) 女子教育

男女は、お互いに理解し尊重し合はなければならないもので、教育上、原則として、平等に取扱はれなければならないこと。

(五) 義務教育

國民は、法律の定めるところにより、その保護監督する子女に、滿六歳より滿十五歳まで九ケ年の普通教育を受けさせる義務を負ふこと。

國又は公共團體が設置する學校における義務教育については、授業料はこれを徴収しないこと。

(六) 政治教育

政治的教養の啓培は、教育上、これを尊重しなければならないこと。但し、學校は、特定の黨派的政治教育及び活動をしてはならないこと。

(七) 宗教教育

宗教的情操の涵養は、教育上、これを重視しなければならないこと。但し、官公立の學校は、特定の宗派的育及び活動をしてはならないこと。

(八) 學校教育の公共性

すべて學校は、公の性質をもつものであつて、國又は公共団体の外、法律の定める法人のみが、これを設置することができるものとする。

學校の教師は、公務員としての性格をもつものであつて、自己の使命を自覺して、その職責の遂行に努めなければならないこと。これがため、法律の定めるところにより、その身分が保障せられ、待遇の適正が期せられなければならないこと。

(九) 教育行政

教育行政は、學問の自由と教育の自主性とを尊重し、教育の目的遂行に必要な諸条件の整備確立を目標として行はなければならないこと。

この9月21日付教育基本法要綱案を9月20日教刷委第3回總會において田中文相が口頭で示した構想と比べてみると内容的にはほぼ一致していることがわかる。なお、この原資料にも字句削除、挿入、訂正の書き込みがみられるが、それがいつの時点で加えられたものであるかの推定は今のところ留保せざるをえない。しかし、この9月21日付教育基本法要綱案は、教育勅語の取り扱いと教育の基本理念の検討を任務とした教刷委第一特別委員会第3回会議(9月27日)に配付されて³⁵⁾以後の教刷委第一特別委員会の審議のベースになったことはよく知られている。その意味では、教刷委の活動が本格的に展開する以前に教育基本法の原案を文部省内で作成し教刷委をリードしようとする田中文相の意図は、ひとまず功を奏したとみるべきであろう。それゆえ、9月21日案の成案とその教刷委への提示は、9月4日の三者首脳会談の精神に反するものであったといえよう。さらに審議室は、9月25日付「教育基本法制定に當つて考慮すべき事項」をまとめて、これを教刷委に提出しているが、その中で、学校教育法要綱案の作成、大日本育英会法の改正、学校法人法の要綱案作成、学校教師身分法要綱案の作成、教育行政官庁法(学区庁法)案の作成を掲げている。³⁶⁾9月21日付教育基本法要綱案を軸とする文部省内の教育改革諸立法立案作業は、9月段階から開始(ないし再開)されたとみられよう。こうして、9月21日案の成案は、教刷委及びCIEとの関係で枠をはめられた中で、あくまで「自主改革」に執着する田中文相の意向を体現したものであり、教刷委に先じた具体的構想の提示としての意義を有しつつ、9月、10月段階での省内の教育改革諸立法立案作業の基軸を形成したのであった。内容的には、「学校教育だけでなく社会教育を含めた意味で」の「教育の基本法」³⁷⁾という性格を有するものであった。(1985年8月20日)

{注}

- 1) 鈴木英一・日本占領と教育改革(1983年、勁草書房)参照。
- 2) 同前、189-90、135頁。
- 3) Report of Education Division Staff Meeting, 6 August 1946, Joseph C. Trainor Collections Box 51.
- 4) Memorandum From Del Re To the Chief of the Education Division, Political Representation in the Educational Reform Council, August 17th 1946. Joseph C. Trainor Collections Box 33.
- 5) Ibid.
- 6) 拙稿「田中文政の成立と教育法の立案準備—昭和21年8月22日付学校教育法要綱案成立までの概況—」, 特別研究「戦後教育改革資料の調査研究」報告書(1985年、国立教育研究所)参照。
- 7) Joseph C. Trainor Collections Box 23. 前掲拙稿45-47頁参照。
- 8) REPORT OF EDUCATION DIVISION STAFF MEETING, 27 August 46. Joseph C. Trainor Collections Box 51.

- 9) To Col. Orr From Trainor, Mombusho, JEC, Education Division, 26 August 46. Ibid. Box 33.
- 10) Ibid.
- 11) Mark T. Orr, REPORT OF CONFERENCE : Decentralization, 27 August 1946. GHQ/SCAP RECORDS CIE (A)-006672.
- 12) Mark T. Orr, REPORT OF CONFERENCE : Weekly Meeting, 29 August 46. GHQ/SCAP RECORDS CIE (A)-006671
- 13) Ibid.
- 14) Joseph C. Trainor Collections Box 33.
- 15) Mark T. Orr. Op. cit.
- 16) Daily Conference, 30 August 1946. Joseph C. Trainor Collections Box 33.
- 17) 日高ノート(1), 戦後教育資料 I -33, 以下, 日高ノートからの引用は, これに同じ.
- 18) Trainor, Fundamentals, 31 August 46. Joseph C. Trainor Collections Box 33.
- 19) Mark T. Orr, MEMORANDAM : Japanese Education Committee, 2 September 1946. Ibid.
- 20) Report of Conference, 4 Sept. 1946, Ibid.
- 21) 鈴木英一・前掲書 206 頁
- 22) 注(6)に同じ.
- 23) 鈴木英一・前掲書 269~70 頁.
- 24) 教育刷新委員会第 2 回総会速記録.
- 25) 鈴木英一・教育行政 (1970 年 3 月, 東大出版会) 284 頁の注(3)より重引.
- 26) 同前 247-8 頁及び鈴木前掲書 270 頁.
- 27) 辻田力氏旧蔵文書 (以下, 辻田文書という.) 教育法案関係 - 3 (タイプ謄写).
- 28) 前掲拙稿 32, 44 頁参照.
- 29) 北大教育学部教育制度研究室「教育基本法の成立事情」(1969 年) 32 頁
- 30) 辻田文書 教育法案関係 - 2 (B 4 手書き謄写).
- 31) 同前 (B 4 タイプ謄写).
- 32) 鈴木英一「教育基本法における戦後改革の精神」日本教育法学会年報第 7 号 (1978 年, 有斐閣), 83-5 頁
- 33) 辻田文書 教育法案関係 12-1 (B4 タイプ謄写).
- 34) Joseph C. Trainor Collections Box 28, Fundamental Education Law ① 1946.
- 35) 堀尾輝久・教育理念 (1976 年 1 月, 東大出版会) 331 頁.
- 36) 辻田文書 2-5, 但し「学校法人法の要綱案作成」の項は, 原資料中のペン字書き込みによる.
- 37) 教刷委第一特別委第 3 回会議での田中二郎参事の発言. 堀尾・前掲書 332 頁より重引.

* なお, 本稿では, 佐藤秀夫『連合国軍最高司令官民間情報教育局の人事と機構』(1984 年 3 月, 国立教育研究所) を参照している. また, 本稿の前半の記述については, 鈴木英一『日本占領と教育改革』(1983 年, 勁草書房) 202-7 頁及びハリ・レイ「占領期における教育改革」(レイ・ムーア編『天皇がバイブルを読んだ日』講談社, 1982 年) を先行研究として参考とした.

** 本稿は, 国立教育研究所の特別研究「戦後教育改革資料の調査研究」(昭和 55-59 年度) に参画する過程でえられた研究成果の一部であり, 同研究所第一研究部教育史料調査室の働きにそのほとんどを負っている. 佐藤秀夫, 渡部宗助, 藤田苑子の御三方にあらためて御礼申しあげる次第である. また, GHQ/SCAP RECORDS の閲覧にあたっては, 国立国会図書館参考書誌部現代政治史資料室のお世話にもなった.

*** なお, 本文中で紹介した日本文資料の原文は, すべて縦書きである.

(本学助教授 旭川分校)